

賃金等の急激な変動への対応（インフレスライド条項の運用）について

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価の上昇に対応して、国土交通省は新労務単価への契約変更、インフレスライドの運用を開始しました。併せて各都道府県に対して同様の運用に努めるよう要請しています。

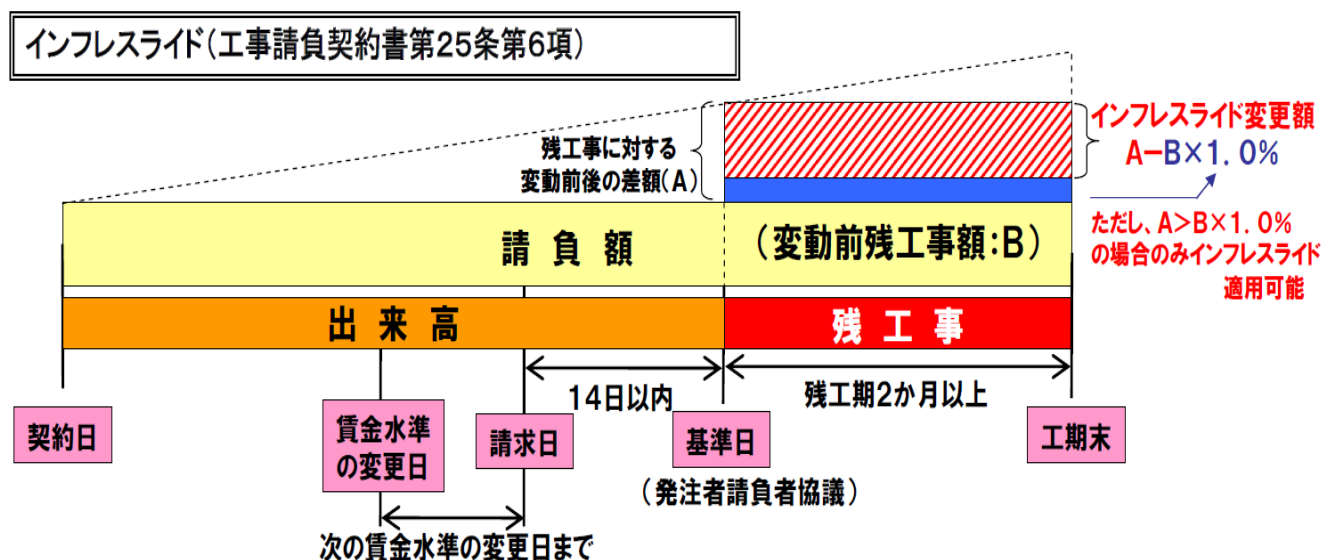
本県においても、国の要請を踏まえ、インフレスライド条項の運用を開始することとしました。

※なお、新労務単価への契約変更については、平成26年2月14日より運用開始しています。

運用基準

- ・対象工事は残工期が基準日から2ヶ月以上ある工事
- ・スライド額は、基準日以降の残工事量に対する労務単価、資材単価、機械器具損料並びにこれらに伴う諸経費の変更が対象
- ・受注者負担は残工事費の1.0%

※「インフレスライド」とは、**建設工事請負契約書第25条6項**に基づき、「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置。



(参考)

平成26年2月以降適用の公共工事設計労務単価の上昇率

対25年度比	+6.4%	(全国平均	+7.1%)
対24年度比	+20.0%	(全国平均	+23.2%)